この度は、当協会へご寄付をいただきまして、

誠にありがとうございます。

大変お手数をおかけいたしますが、つぎの内容をご確認いただき、お手続きをお願いいたします。

**１.【寄付の種類について】**

ご寄付につきましては、2種の中から選択することができ、それぞれ優遇措置が違ってまいります。ご希望の内容を選択いただき、意思表示していただきますようお願い申しあげます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種類 | 内容 | 具体例 |
| 寄付金 | 対価性のない寄付 | 税制優遇が受けられます |
| 無料・割引チケットなどの斡旋は受けられません |
| 会費（寄付） | 対価性がある寄付 | 税制優遇は受けられません |
| 無料・割引チケットなどの斡旋がある場合は可能です |

平成23年度の税制改正により、行政庁の証明を受けた公益財団法人に対する個人の寄附金については、新たに「税額控除」の仕組みが加わりましたが、当協会は平成26年4月10日付でその証明を受けました。  
これにより、上記表の「寄付金」を選択いただきご寄付いただいた個人の方は、確定申告の際、「税額控除」と、従来の特定公益増進法人に対して寄附した場合に適用される「所得控除」の、いずれか一方の選択ができるようになりました。この場合、通常、税額控除の方が控除される額が多くなりますが、総所得金額等により異なる場合がありますのでご確認ください。  
また、法人様の寄附については、特定公益増進法人に対する寄附に適用される、別枠の損金算入をご利用いただくことができます。※詳細別紙

**２.【寄付の使途及び振込口座について】**

当協会は、公益財団として公益目的事業を中心に事業展開しておりますが、法人運営でも寄付を受けることができます。よって、ご寄付いただく方々からの使途目的につきまして、意思表示をお願い申しあげます。また、大変勝手を申しあげますが、振込手数料は貴方様でご負担いただきますよう、重ねてお願い申しあげます。

|  |  |
| --- | --- |
| 使途 | 口座 |
| □公益目的事業に使用してください | 川崎信用金庫　本店営業部  普通　１４２４１９５  公益財団法人川崎市スポーツ協会会長齊藤義晴 |
| □法人運営に使用してください  □使途については指定しません | 川崎信用金庫　本店営業部  普通　０２３１０４８  公益財団法人川崎市スポーツ協会会長齊藤義晴 |

公益財団法人川崎市スポーツ協会

寄付金として寄付していただいた皆様への税制優遇説明

（会費での寄付では税制優遇は受けられません）

税制は、毎年のように改正されますので、最新の状況については、税務署にお尋ねになるか、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）でご確認のほどお願いいたします。

**個人寄附の場合（所得控除又は税額控除）**

**その年の対象団体に対して行った寄附合計額のうち 2,000円を超える金額につき適用されます。**

**《「所得控除」適用の場合》**

寄附金額　－　2,000円　＝　所得控除額

　　↑

総所得金額等の 40％相当額が限度

事 例：

年中の総所得金額が600万円、寄附金の合計額が20万円の場合、20万円－2,000円＝19万8,000円が、総所得金額より控除できます。（控除額19万8,000円は、総所得金額 600万円×40％＝ 240万円の限度内となりますので、19万8,000円全額が総所得金額からの控除対象となります。）

**《「税額控除」適用の場合》**

（寄附金額－2,000円）　×　40％　＝　税額控除額

　　↑　　　　　　　　　　　　　　　　　 ↑

総所得金額等の40％が限度　　　　所得税額の25％相当額が限度

事 例：

年中の総所得金額が600万円、所得税額を仮に48万円とすると、税額の寄附金の合計額が20万円の場合、20万円－2,000円＝19万8,000円 × 0.4 ＝ 7万9,200円が、税額より控除できます（控除額7万9,200円は、所得税額48万円×25％＝12万円の限度内となりますので、7万9,200円全額が税額からの控除対象となります）。

**法人寄附の場合**

通常の一般寄附金の損金算入限度額と別枠で、損金算入が認められます。

事 例：

資本金が１億円、年中の所得金額が 1,000万円の場合

（Ａ）一般損金算入限度額＝

　　　｛（100,000,000円×2.5／1000）＋（10,000,000円×2.5／100）｝×0.25＝125,000 円

（Ｂ）別枠の損金算入限度額=

　　　（100,000,000円×3.75／1000+10,000,000円×6.25／100）×0.5＝500,000 円

したがって、（Ａ）（Ｂ）の合計金額（（Ａ）＋（Ｂ）＝625,000円）の損金算入が認められます。

寄 付 申 込 書

公益財団法人川崎市スポーツ協会会長 様

金額　　金　　　　　　　　円

次の通り寄付いたします。なお、寄付金の使途について次の通り指定いたします。

□公益目的事業に使用してください　(事業指定の場合: )

□法人運営に使用してください

□使途については指定しません

令和　　年　　月　　日

(ふりがな)

御 芳 名(法人様の場合は、代表者の役職・御芳名をご記入ください)

御団体名(個人様の場合は、ご記入不要です)

御 住 所〒

　　　　　　　　　　　　　　　　℡

御振込予定日　　　令和　　年　　月　　日

お手数をおかけいたしますが、本紙ご記入のうえ、ご郵送又はFAXいただきたくお願い申しあげます。

〒211-0051　川崎市中原区宮内4-1-2　(公財)川崎市スポーツ協会　FAX044-739-8848

以下は、公益財団法人川崎市スポーツ協会事務局が記入いたします

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 専務理事 | 事務局長 | 事務局次長 | 受付 |
|  |  |  |  |

会費(寄付) 申込書

公益財団法人川崎市スポーツ協会会長 様

金額　　金　　　　　　　　円

次の通り会費として寄付いたします。なお、寄付金の使途について次の通り指定いたします。

□公益目的事業に使用してください　(事業指定の場合: )

□法人運営に使用してください

□使途については指定しません

令和　　年　　月　　日

(ふりがな)

御 芳 名(法人様の場合は、代表者の役職・御芳名をご記入ください)

御団体名(個人様の場合は、ご記入不要です)

御 住 所〒

　　　　　　　　　　　　　　　　℡

御振込予定日　　　令和　　　年　　　月　　　日

お手数をおかけいたしますが、本紙ご記入のうえ、ご郵送又はFAXいただきたくお願い申しあげます。

〒211-0051　川崎市中原区宮内4-1-2　(公財)川崎市スポーツ協会　FAX044-739-8848

以下は、公益財団法人川崎市スポーツ協会事務局が記入いたします

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 専務理事 | 事務局長 | 事務局次長 | 受付 |
|  |  |  |  |